

民事執行・民事保全・倒産・家事事件等の手続の見直し

令和4年11月
法務省民事局

民事訴訟以外の民事・家事事件手続のIT化の現状

民事訴訟以外の民事・家事事件手続の現状

- ① 申立ては書面の提出による
- ② 電話会議・ウェブ会議での参加が認められていない手続の期日がある
- ③ 記録（書面）の閲覧は裁判所でなければならない

※ 民事訴訟以外の民事・家事事件手続



- ・民事執行 財産を差し押さえて換価したり、財産等の引き渡しを行う手続
- ・民事保全 訴訟に先立って、財産を仮に差し押さえたり、財産の処分を禁止したりする手続
- ・倒産手続 債務者の財産等を清算する破産手続や債務者の再生計画を定める再生手続など
- ・人事訴訟 婚姻関係や親子関係その他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴訟。離婚訴訟など
- ・家事事件 家事審判事件・家事調停事件（非公開の手続）。成年後見に関する事件や相続放棄の申述事件、離婚調停事件など



- ・その他非訟事件（非公開の手続で行われる訴訟以外の事件。ex. 株式の価格決定事件、土地賃借権の譲渡許可事件）など

政府方針

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月閣議決定）
- ・「手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討し、令和4年度（2022年度）に結論を得る。」
 - ・「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年（2023年）の通常国会に必要な法案を提出」

検討の経緯等

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 令和4年2月14日 | 法制審議会への諮問 |
| 4月～ | 部会において調査審議（8回開催8月末現在） |
| 8月 | 中間試案取りまとめ |
| 8月～10月 | パブリック・コメントの手続 |

民事訴訟の手続のIT化

- ※ 民事訴訟の手続
権利義務関係について、公開の法廷で、裁判官の前で原告と被告とが主張・立証をし、裁判所が判決をする手続



令和4年5月18日 民事訴訟手続を全面的にIT化する「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第48号）が成立

- ① インターネットを利用した申立ての提出や送達が可能
- ② 口頭弁論の期日等にウェブ参加が可能等
- ③ 事件記録を原則電子化し、当事者はインターネットを利用して閲覧等が可能

民事訴訟IT化の検討成果を踏まえつつ、各手続の特性を踏まえた議論

- ① インターネットを利用した申立て等の仕組み
- ② ウェブ会議を利用する方法による参加を認めるための仕組み
- ③ 事件記録を電子化し、その閲覧等をするための仕組み
- ④ その他

インターネットを利用した申立て等の仕組み

- ▶ 申立書等の提出は、裁判所に持参・郵送する方法によるのが一般的
- ▶ 裁判所から当事者に対する判決等の送達の方法は、書面の郵送等による

① インターネットを利用して裁判所に申立てや資料の提出が可能

義務付けられる者の範囲

- 弁護士等の委任を受けた代理人は、申立て・送達を受領についてインターネットの利用を義務付ける
- 破産管財人などの裁判所が選任する者についてインターネットを利用する方法を義務付けるか

フォーマット入力方式

- システム上のフォーマット入力方式を導入するか（執行手続、倒産手続等）

② インターネットを利用した送達が可能

第三債務者を受送達者とする送達

- 申立債権者や送達を受ける第三債務者の利益等に配慮しつつ、インターネットを利用した送達の活用の方をどのようにするか

（その他）破産手続等の公告について

民事訴訟の手続のIT化

- インターネットを利用して裁判所に訴えの提起や攻撃防御方法の提出を可能
- インターネットを利用した送達を可能
- 弁護士等の委任を受けた訴訟代理人は、インターネットを利用する方法を義務付け

ウェブ会議を利用する方法による参加を認めるための仕組み等

- ▶ 民事執行の手続等では、電話会議等を利用して期日へ参加を認める規定がないものがある
- ▶ 非訟事件の手続等では、当事者は遠隔地に居住していることが電話会議等の要件

① 民事訴訟にはない期日（ex. 民事執行手続の売却決定期日）についても、電話会議又はウェブ会議を利用して期日に参加が可能

② 非訟事件の手続等では、遠隔地要件を削除するなどして、当事者等が遠隔地に居住していないケースでも、ウェブ会議・電話会議を利用して期日（ex. 株式の価格決定事件で申立人の陳述を聴く期日）に参加できることを明確化

ウェブ会議のみとするか・意見の聴取

- ウェブ会議を利用する方法のみを認めることとするか
- 一定の者の意見を聴かなければならないものとするか

最高裁判所規則上の期日

- 最高裁判所規則上の期日についてもウェブ会議及び電話会議による手続を認めるか

民事訴訟の手続のIT化

- 当事者の一方又は双方がウェブ会議を利用して口頭弁論期日に参加が可能
- 遠隔地要件を削除するなどして、当事者等が遠隔地に居住していないケースでも、ウェブ会議・電話会議を利用して期日に参加できることを明確化

事件記録を電子化し、その閲覧等をするための仕組み等

- ▶ 申立書、書面などが提出されると、そのままの状態での保管
- ▶ 裁判書などの原本も書面で作成し、紙媒体のまま保管
- ▶ 事件記録の閲覧は、裁判所に紙媒体で保管されているものを閲覧する方法による

民事訴訟のIT化

- 訴訟記録は、原則として、電子データで保管
 - ・ 当事者から書面等が提出された場合には、基本的に裁判所書記官において電子化
- 訴訟記録の閲覧は、電子データにアクセスして行う
- ※ 細目は、最高裁判所規則で定めることを予定。当事者及び利害関係を疎明した第三者は、自宅から、自己の端末を利用してすることができることとする等々を想定

- ① 当事者等から提出された電子データはそのまま保存
当事者等から書面で提出されたものについて、原則として裁判所が電子化

電子化のルール適用範囲

- 事件の特性に応じ、電子化のルールを全ての提出書面等に適用することとするか

- ② 裁判所等が作成する裁判書や調書は電子データで作成し、保存
- ③ 電子データの事件記録の閲覧等は、裁判所のサーバに保存された電子データにアクセスして行う（細目は、最高裁判所規則で定めることを予定）

裁判所外端末を用いた随時の閲覧

- 自宅等から自己の端末を利用して随時の閲覧等を認める者の範囲等をどのようにするか

その他

- ▶ 民事執行の申立てをする際には紙媒体の判決書の正本等を提出することが必要

- 判決等が裁判所の電子データで作成されている場合には、民事執行の申立てをする際に、判決等の正本の提出を必要とせず、執行裁判所が判決等を作成した裁判所の記録にアクセスして判決等の内容を確認

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する法律（概要）

IT化の現状

現状では、例えば、次のとおり、民事訴訟の手続のIT化は、限定的

- ① 訴えの提起は書面の提出による
- ② 口頭弁論（法廷）のウェブ参加は認められていない
- ③ 記録（書面）の閲覧は裁判所でなければならない

検討の経緯

- 令和2年2月21日 法制審議会への諮問
- 令和4年2月14日 要綱決定
- 令和4年3月8日 法律案閣議決定
- 令和4年5月18日 成立（令和4年法律第48号）

民事訴訟制度のIT化

一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟法を見直し、民事訴訟制度を全体的にIT化

① オンライン提出等

(1) 訴状等のオンライン提出が一律に可能
【民訴132条の10等関係】

(2) 裁判所からの送達をオンラインによることも可能
【民訴109条-109条の4等関係】

※ 弁護士等は、オンライン提出・受取を義務化
【民訴132条の11関係】

② ウェブ参加等

(1) ウェブ参加が可能な期日（ex. 口頭弁論）の拡充・要件の緩和
【民訴87条の2等関係】

(2) 電話（音声のみ）による参加が可能な期日の要件の緩和
【民訴170条等関係】

③ 記録の閲覧等

(1) 訴訟記録を原則電子化
【民訴132条の12・132条の13、160条、252条等関係】

(2) 当事者はインターネットで裁判所のサーバにアクセスして閲覧等が可能
【民訴91条の2関係】

当事者の申出による期間が法定されている審理の手続の創設

◇ 現行民訴法には、審理期間を定めた規定はなく、当事者は、審理終結等の時期の見込みが立たない。

当事者双方の申出・同意があれば、一定の事件につき、手続開始から6月以内に審理終結、そこから1月以内に判決をする制度の創設
【民訴381条の2-381条の8関係】

住所、氏名等の秘匿制度の創設

◇ 現行民訴法では、当事者の記録閲覧に制限はなく、訴状等に記載された相手方当事者の住所、氏名等の閲覧が可能

社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるとき（当事者がDVや、犯罪被害者であるケース等）は、当事者の住所・氏名等を秘匿することを可能とする制度の創設
【民訴133条-133条の4関係】

人事訴訟・家事事件手続のIT化

◇ 離婚訴訟・調停において、裁判所に現実に出頭しない限り、和解・調停により離婚を成立させることはできない。

ウェブ会議による期日参加で、和解・調停による離婚の成立を可能とする仕組みの創設
【人訴37条、家事268条関係】

一部先行施行

- 住所、氏名等の秘匿制度 公布後9月以内
- 電話による期日への参加の要件緩和 公布後1年以内
- ウェブ会議による口頭弁論の期日への参加 公布後2年以内
- ウェブ会議による離婚の成立 公布後3年以内

本格施行

公布後4年以内

※ 公布の日 令和4年5月25日